

民法改正を踏まえた預金規定等の改定および電子化のお知らせ

平素は山形第一信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合は、2020年4月1日の民法改正を踏まえ、下記のとおり預金規定等を改定いたします。
なお、改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

また、本改定にあわせて環境に配慮した取り組みの一環として、下記のとおり「預金規定」を電子化（ペーパーレス化）いたします。

電子化の対応により、当組合のホームページで最新の「預金規定」をご確認いただけるようになることから、当組合窓口での「預金規定」の交付を原則終了*させていただきます。

何卒、ご理解を賜りますようお願いいたします。

*印刷した規定の交付をご希望の方は、当組合本支店窓口または担当者へお申し出ください。

記

1. 改定する規定および電子化する預金規定

1. 当座勘定規定（一般用）
2. 普通預金規定
3. 総合口座取引規定
4. 無利息型普通預金規定
5. 納税準備預金規定
6. 通知預金規定
7. 定期積金規定
8. 期日指定期預金規定
9. 自由金利型定期預金(M型)規定
10. 自由金利型定期預金規定（大口定期）
11. 変動金利定期預金規定
12. 振込規定

2. 改定および電子化開始日

令和2年4月1日（水）

3. 改定する内容

（1）自由金利型定期預金(M型)規定

以下の条項を追加・変更いたします。なお、自由金利型定期預金(M型)規定以外の各規定についても、同等の改定を行います。

【自由金利型定期預金(M型)規定】（抜粋）

○定期預金等の満期日前解約の取扱いについて、明確化しました。

3.（利息）…一部変更（下線部を変更します）

(1)(2)略

(3) この預金を後記11.(1)により満期日前に解約する場合および後記11.(3)および(4)により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（複利型とした場合は、6か月複利の方法によります。）し、この預金とともに支払います。（略）

11.(解約、書替継続等) …一部追加・変更（下線部を追加・変更します）

(1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、証書式の場合は証書の受取欄に、通帳式の場合は、当組合所定の払戻請求書に、届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに当店に提出してください。
（略）

○預金者が後見制度の適用を受けた場合に加え、その成年後見人等代理人が後見制度の適用を受けた場合も同様に当組合へ届出いただくことを明記しました。

6. (成年後見人等の届出) …一部追加(下線部を一部追加します)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

○各預金規定を変更する場合のお客さまへの周知方法について追加しました。

14. (規定の変更) …新設

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示・当組合ウェブサイト(ホームページ)への掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

(2) 振込規定

以下の条項を追加・変更いたします。

【振込規定】(抜粋)

○振込機(ATMでの振込)の取扱いについて追加しました。

1. (適用範囲)

振込依頼書または当組合の振込機による当組合または他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座あての振込については、この規定により取扱います。

2. (振込の依頼)

(1) 略

(2) 振込機による振込の依頼は、次により取扱います。

① 振込機は当組合所定の時間内に利用することができます。

② 1回および1日あたりの振込金額は、当組合所定の金額の範囲内とします。

③ 振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額その他の所定の事項を正確に入力してください。振込資金が現金の場合には、依頼人名およびその電話番号も正確に入力してください。

④ 当組合は振込機に入力された事項を依頼内容とします。

(3) 前記(1)および(2)に定める依頼内容について、振込依頼書の記載の不備または振込機への誤入力があったとしても、これによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(4) 略

3. (振込契約の成立)

(1) 略

(2) 振込機による場合には、振込契約は、当組合がコンピュータ・システムにより振込の依頼内容を確認し振込資金等の受領を確認した時に成立するものとします。

(3) 略

4. (振込通知の発信)

(1) 略

(2) 窓口営業時間終了後および金融機関休業日に振込機による振込の依頼を受付けた場合には、前記(1)の規定にかかわらず、電信扱いのときは依頼日の翌営業日に、また、文書扱いのときは依頼日の翌営業日以後3営業日以内に振込通知を発信します。

【改定および電子化対象規定一覧について】

規定名称	電子化対応	民法（債権法）改正 を踏まえた対応			振込機の取扱いの追加
		定期預金等の満期日前解約に関する取扱い	後見人等が成年後見制度の適用を受けた場合の届出	定型約款の変更に関する事項	
1.当座勘定規定（一般用）	○		○	○	
2.普通預金規定	○		○	○	
3.総合口座取引規定	○		○	○	
4.無利息型普通預金規定	○		○	○	
5.納税準備預金規定	○		○	○	
6.通知預金規定	○		○	○	
7.定期積金規定	○	○	○	○	
8.期日指定定期預金規定	○	○	○	○	
9.自由金利型定期預金(M型)規定	○	○	○	○	
10.自由金利型定期預金規定（大口定期）	○	○	○	○	
11.変動金利型定期預金規定	○	○	○	○	
12.振込規定	○			○	○